

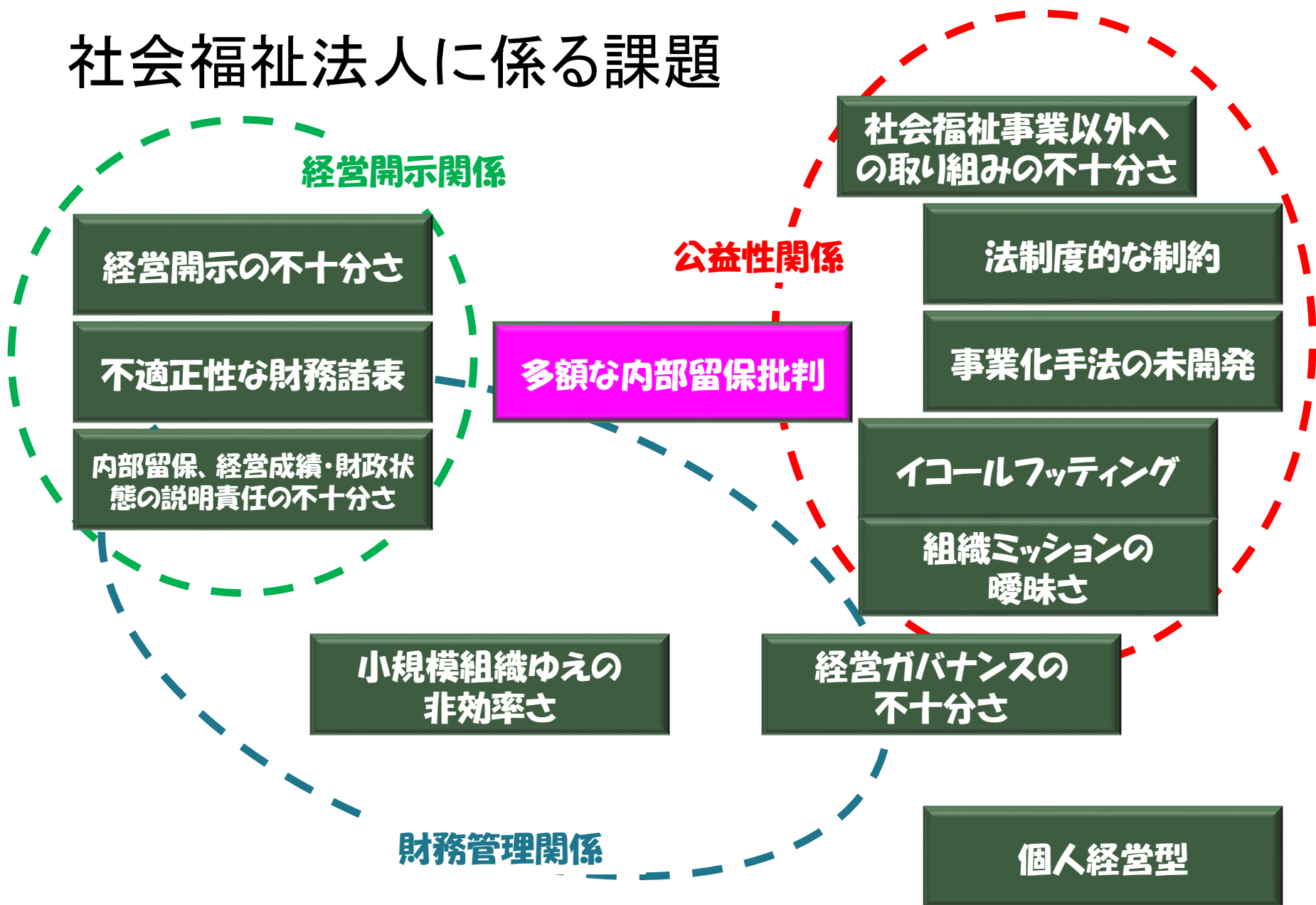
平成28年度  
全国知的障害関係施設長等会議  
シンポジウム

# 社会福祉法人制度改革への対応

独立行政法人福祉医療機構  
千葉正展

**制度改革をどう受け止めるべきか？**

# 社会福祉法人に係る課題



# 党税調における議論

平成28年度税制改正大綱(抄) (自民党・公明党)平成27年12月16日

## 第1 平成28年度税制改正の基本的な考え方

### 1. テフシ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

#### (1)成長志向の法人税改革

#### ②法人税制をめぐる諸課題改革の枠組み

ホ 公益法人等課税については、非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、**関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。**あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、**課税のあり方について引き続き検討**を行う。

# 社会福祉法人に対する指摘も 社会福祉法人の課税問題も

その問題の根っこは・・・

社会福祉法人が社会から期待される  
公益的役割を果たせているか？

が問われているのではないか。

# 社会福祉事業はソーシャルワークの手段

- 社会福祉法第22条(社会福祉法人)
  - 社会福祉事業を行うことを目的にこの法律の定めるところにより設立された法人
- 福祉サービスと社会福祉事業
  - 福祉サービス・・・広くソーシャルワークとしてなすべきもの(制度・制度外)
  - 社会福祉事業・・・第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業(制度)
- 社会福祉法人に期待される役割は
  - 福祉サービスか？
  - 社会福祉事業か？

# 財務規律について

# 社会福祉法人の財務規律について

H29施行

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

## I 適正かつ公正な支出管理

### 適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

### 利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表  
(対象範囲の拡大)

### 会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

## 社会福祉法人の事業

社会福祉事業

公益事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

利益

## II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表 等

### いわゆる内部留保

#### 事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

#### ①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
  - ・新たなサービスの展開
  - ・人材への投資

#### ②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

#### ③公益事業投資額

## III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表 等



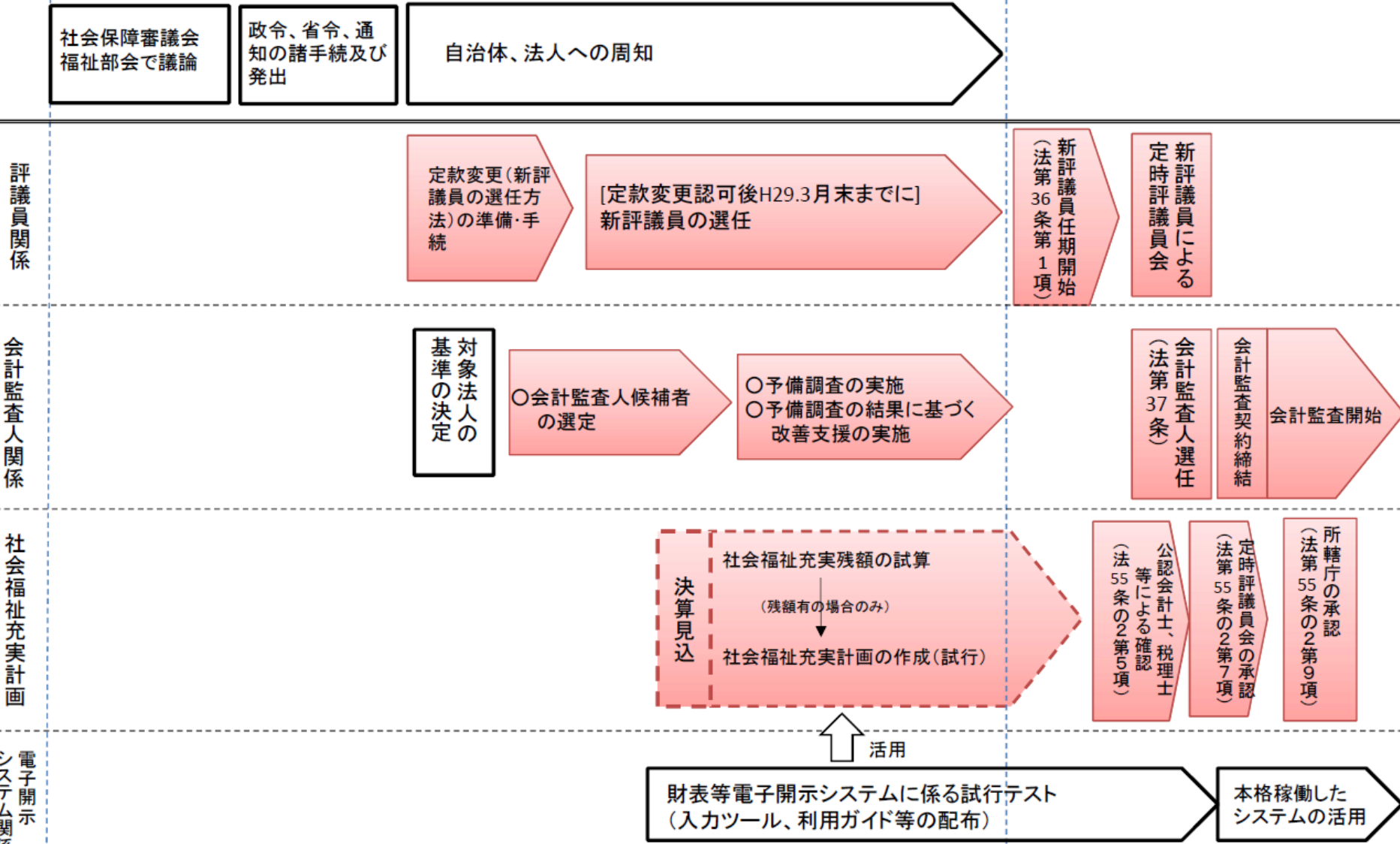
# 法施行後の大まかなスケジュール

第16回社会保障審議会福祉部会  
平成28年4月19日

資料4

H28.4月

H29.4月



# 財務規律の今後の見通し

- 社会福祉法人の財務規律の向上に関する検討会
  - 7月頃 第4回(基本的な考え方のまとめ?)
    - 会計監査人の監査範囲・内容等
    - 社会福祉充実残額の算定等
    - 社会福祉充実計画
- 社会保障審議会福祉部会
  - 7~8月頃 福祉部会?
- 政省令
  - 夏~秋頃 財務規律に係る政省令・通知等?
- その他
  - H28秋~ 各法人において充実残額の見通し→社会福祉充実計画
  - 公認会計士・税理士等による確認
  - 理事会・定時評議員会での承認
  - 所轄庁の承認

**社会福祉法人としてどう取組むか？**

## これから目指すべき方向

- 今回の法改正は元々あったソーシャルワーク実践の王道を制度としたもの
- その中心は公益的な役割・社会福祉充実事業
- 短期的には・・・制度給付のなかでのサービスの拡充
  - しかし、内部留保の無いから支援できない・・・で良いのか??
- 中長期的には・・・自主財源も視野に入れた事業展開
  - ファンドレイジング
  - 地域住民を巻き込んだ事業
  - 地域住民とのコミュニケーションがポイント
  - 社会福祉法人は、地域住民の善意の受け皿 「この指とまれ！！」